

六月四日月満解決ヲ見タリ

要求事項

一 給料値下絶対反対

解決事項

一 水火夫長ノ給料ヲ四月十五月トス

但シ技能ヨリ一月乃至四月ノ手當ヲ船長ノ協定

ニヨリ支給ス

二 水火夫賄夫ハ五ニ準ス

三 以六六月一日ヨリ実施ス

④ 東運横模衆法(竹笋城)

(四二七一六一)

神戸市菅原通四ノ一

労働者 三一 名

参加者 二〇 名 (内女一〇名)

従来不良防止策トシテ「パーヤ」ニ対シ而シテ 糧大効

金ヲ支給シタリガ物價下落ノタメ半額スル旨發表シタ

ルヲ以テ職工側ハ止ヲ不服トシ別紙ノ要求書ヲ提出ト

共ニ全協化存兵ヲ支部ニ下ニ四月二十七日

四部業ニ移レリ 一方合社側モ新職工ヲ逐次補充シ

テ強硬ナル態度ヲ持シ双方対峙シテ相譲ラザリシガ

六月十日、遂ニ調停課ノ調停ニヨリ解決ヲ見タリ

一 要求事項